

揖斐川久瀬漁業協同組合 内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第10号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、にじます、いわな、こい、うなぎ、おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣〈あゆを除く〉）、毛針釣、ルアー釣、友釣り、ガリ）に限るものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
あ ま ごと い わ な	3月1日から9月30日まで
う ぐ い	6月1日から翌年の3月31日まで
に じ ま す こ い う な ぎ おいかわ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
揖斐川の西平堰堤の上流端から上流90メートルまでの区域	1月1日から 12月31日まで	全魚種
内谷の水谷との合流点から上流の本川及び支派川全域		
高知川の中部電力堰堤の下流端の線から上流200メートルまでの区域		
揖斐川の久瀬発電所放水口の中心線から上流50メートル及び下流50メートルまでの区域		
日坂川の和井元砂防堰堤から上流の日坂橋砂防堰堤までの区域		
坂本谷の飛鳥川との合流点より上流の本川及び支派川全域		

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご いわな	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あゆ・雑魚共通	手釣り・竿釣り	1,000円	3,000円	500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ・雑魚共通	中学生、心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	500円	1,500円	500円
	小学生以下	無料	無料	—

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（特定釣漁場）

第8条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間	エ 料 金
日坂川の支派川の貝月谷の貝月リゾート橋の実荘入り口に架かる貝月橋より上流150メートルまでの区間	あまご	3月1日から 9月30日まで	一人 500円 2時間 3匹まで
	にじます	3月1日から 10月31日まで	それ以上釣った場合には 1匹につき200円
貝月谷の支流（名称不詳）の揖斐川町日坂1501-1に設置された樋門から上流30メートルまでの区間	あまご	3月1日から 9月30日まで	あまご 1kg 放流 3,000円
	にじます	3月1日から 10月31日まで	にじます 1kg 放流 2,000円

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

遊漁承認証（年釣り腕章）

<p>注意事項</p> <p>◎遊漁をする際は必ず本証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは提示してください。</p> <p>◎本証は他人に貸与してはいけません。</p> <p>◎他の遊漁者に迷惑をかけるような行為をしてはいけません。</p> <p>◎本証は紛失しても再発行できません。</p>	<p>○</p> <p>番号 = _____</p> <p>平成 遊漁 承認証</p> <p>揖斐川久瀬漁業協同組合</p>	<p>遊漁者 氏名 _____</p> <p>（大・昭・平__年__月__日生）</p> <p>★年釣り 有効期限★ 平成__年12月31日</p> <p>河川の美化にご協力願います。</p>
--	--	--

遊漁承認証（日釣りエフ）

表

<p>○</p> <p>No _____</p> <p>平成__年__月__日</p> <p>遊漁証 承認証</p> <p>日釣り券</p> <p>金 _____ 円也</p> <p>現場にて交付する場合は、上記金額に500円加算した額を申し受けます。</p> <p>揖斐川久瀬漁業協同組合</p>
<p>No _____ 控</p> <p>平成__年__月__日</p> <p>遊漁証 承認証</p> <p>日釣り券</p> <p>金 _____ 円也</p> <p>納入者氏名 住 所 年 齢</p>

裏

<p>○</p> <p>注意事項</p> <p>ア 遊漁をする時は必ず本証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは提示してください。</p> <p>イ 本証は他人に貸与してはいけません。</p> <p>ウ 他の遊漁者に迷惑をかけるような行為をしてはいけません。</p> <p>エ 本証は紛失しても再発行できません。</p> <p>オ 河川美化に協力し、ゴミや空き缶は必ず持ち帰りましょう。</p>
--

漁場監視員証
表

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する	
住所	
氏名	
有効期間	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日
発行者	代表理事組合長
	揖斐川久瀬漁業協同組合 ㊤

裏

1. 漁場監視を行うときは、必ず本証を携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 公正な態度で漁場監視を行うこと。
4. 遊漁者との応接はていねいにし、遊漁の妨げにならぬよう気をつけること。

漁場監視員腕章

<p>●</p> <p>漁場監視員</p> <p>岐 阜 県</p> <p>揖斐川久瀬漁業協同組合</p>
--